

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用者の皆様へのお願い

(改定) 令和5年1月19日

(改定) 令和5年2月3日

(改定) 令和5年3月13日

1. 利用者が遵守すべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ア 以下の症状があるなど、体調が良くない場合
 - i 平熱を超える発熱
 - ii せき、のどの痛みなど風邪の症状
 - iii だるさ(けんたい感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - iv 嗅覚や味覚の異常
 - v 体が重く感じる、疲れやすい 等
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- (2) 他の利用者、施設管理者スタッフ等との適切な距離(人と人が触れ合わない程度)を確保すること。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)
- (3) マスク等の着脱は個人の判断とするが、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるように特に留意をすること
- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- (5) 施設利用前後のミーティング等においても、三密を避けること
- (6) 飲食は、最低限の水分補給以外は、設定された指定場所でのみ行うこと。(アリーナ面での飲食は原則禁止)また、指定場所では、周囲の人とできる限り距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- (7) 飲みきれなかった飲み物は、必ず指定の場所に捨てること
- (8) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛って捨てる、または各自持ち帰ること
- (9) 感染防止のために施設管理者が定めた措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと

2. 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- (1) 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離(※)を空けること
(※) 感染予防の観点からは、2m以上の距離を空けることが適当
- (2) 位置取り: 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置をとること
- (3) 運動・スポーツ中に唾や痰を吐かないこと
- (4) タオルの共用はしないこと
- (5) 飲料については、ペットボトル・水筒など蓋つきの容器を使用すること

3. 当館職員のマスクの着脱について

当館職員のマスクの着脱は、利用者様同様、個人の判断とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【参考】『社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』(改訂) 令和5年3月13日 スポーツ庁
『都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン』令和4年12月16日 東京都生活文化スポーツ局
『感染拡大防止の取組』令和5年2月14日 東京都総務局総合防災部
「3月13日～5月7日の『マスクの着用』の考え方について」令和5年2月14日 東京都福祉保健局
『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』令和5年2月10日
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室